						事業番号	803			
			行政	事業レビュー	-シート	(厚生	上労働省)			
予算事業名		ポジティブ・アクショ	ン地域展開事業	事業開始 年度	平成:	21年度	作成責任者			
担当部局庁		雇用均等•児童家庭局		担当課室	雇用均	等政策課	雇用均等政策課長 吉本 明子			
会計区分		労働保険特別:	上位政策		_					
<b>(根拠法</b> 句 (具体的な 冬頃ま記載)		雇用の分野における男女 遇の確保等に関する法律号)第14条 雇用保険法第62条第1項		「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日 閣議決定)						
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)		男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、職場において男女労働者間に事実上生じている格差を解消するためには、企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むこと(ポジティブ・アクション)を促進することが重要であることから、ポジティブ・アクションの促進について地域の特性を活かすことによって、より効果的、機動的に展開する事業を行うことを目的とする。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)		民間企業・団体(事業実施団体)に委託し、受託した事業実施団体が、企業の人事労務担当者を対象に、ポジティブ・アクションの具体的な推進のための方策及びセクシュアルハラスメントの防止のための取組方法について、ノウハウ等を提供するため、全国5ブロックにおいて研修事業を実施 〇事業主体:民間団体等								
事業実施主体:3企業 実施状況 実施状況 実施状況 セクシュアルハラスメント防止対策研修: 44回実施 962人参加										
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求			
		予算額(補正後)	-	_	23	_	_			
<b>予算の状況</b> (単位:百万円)		執行額	_	_	21					
		執行率	_	_	91.3%					
		総事業費(執行ベース)	_	_	21					
自己点検	支出先・ 使速水準・ 状況 直しの	把 る。								
・ 大学										

## 厚生労働省 21百万円

〔事業管理、受託者への指導〕

企画競争により全国5ブロックについて、ブロックごとにポジティブ・アクション地域展開事業実施団体を決定。

【公募(企画競争)・委託】

A (株)ザ·アール等 (3企業) 21百万円 (全国5ブロックについて、各ブロックの委託先、支出額は別紙のとおり)

各道府県において、ポジティブ・アクション実践研修、 セクシュアルハラスメント防止対策研修を実施

## 資金の流れ (資金の受け取 り先が何を行っ ているかについ て補足する) (単位:百万円)

	А	A (株)ザ・アール(中国・四国ブロック)		E.			
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)	
	人件費	研修の講師に対する謝金等	2				
	雑役務費	サイト運営管理費、広告費等	1				
	旅費	研修の講師に対する旅費	1				
	通信運搬費	案内文書の発送費	1				
	計		5	計		0	
	В.						
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)	
費目・使途							
<b>費目・使途</b> (「資金の流れ」 においてブロッ	計		0	計		0	
カニとに最大の	н	C.		н	G.		
れている者に	費 目 使 途 金額、 (表工四、			費目 使途 金額(百万円)			
金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情		<b>反</b>	(百万円)	具 口		(百万円)	
か分かるように							
記載)							
	-,						
	計		0	計		0	
	D.			H			
	費目	使 途	(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)	
	計		0	計		0	

平成21年度ポジティブ・アクション地域展開事業支出先一覧

ブロック名	団体名	支出額	
中国•四国	株式会社 ザ・アール	4. 7 百万円	
九州	株式会社 アソウ・ヒューマニーセンター	4. 6 百万円	
北海道・東北	株式会社 ザ・アール	4. 2 百万円	
北陸・東海	株式会社 ザ・アール	3.8 百万円	
近畿	株式会社 ビジネスコンサルタント	3.7 百万円	

<sup>※</sup> 支出額は四捨五入している

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)(抄) (平成22年7月23日 男女共同参画会議)

## 第2部 重点分野

第4分野 「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」 Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- (2) 具体的な取組
  - ⑧ 研修・相談体制の充実など、職場におけるセクシュアル・ハラスメント の防止に関する企業の積極的な取組を促すため、具体的ノウハウを提供 するとともに、セクシュアル・ハラスメント防止対策を講じていない企業等に対しては行政指導を行う。
- 3 ポジティブ・アクションの推進
- (1) 施策の基本的方向 実質的な男女平等確保を実現し、とりわけ女性の能力が十分に発揮できるようにするため、ポジティブ・アクションを積極的に推進する。
- (2) 具体的な取組
  - ① 「2020 年30%」に向けて、女性の採用や管理職・役員における女性の 登用についての具体的な目標(例えば、2015 年の目標)を設定するな ど、実効性ある推進計画を策定するよう働きかける。
  - ② CSR(企業の社会的責任)の視点からも、ポジティブ・アクションを推奨するとともに、企業において積極的にポジティブ・アクションを導入できるよう、取組のためのノウハウ等に関する情報提供、表彰などを積極的に行う。